

# 歴史的まちなみ保全地域における現状変更行為に対する 設計者の視点に関する研究

建築計画研究室 永高 裕太

(令和2年2月7日提出)

## 第1章 研究背景と目的

重要伝統的建造物群保存地区(以下、重伝建地区)に指定されている、徳島県海部郡牟岐町にある出羽島において、徳島大学の有志の建築学生が中心となりながら、島の保存地区内にある共同井戸小屋の現状変更行為(以下、学生PJ)が行われた。

その過程の中で、学生と指導教員ら設計者側と、文化財専門家をふくむ審議会側の両者の間で現状変更行為に対する許可基準に対する解釈のずれが生じ、学生のデザイン案に対して複数回に渡る審査の差し戻しがあった。

そこで、本研究では今回の学生PJのアーカイブの記録と共に、参加学生や指導教員への聞き取り調査、審議会の議事録をもとに、解釈のずれが発生した原因が、設計者と審議会の視点の違いによるものでないかと仮定し、分析を行う。

## 第2章 学生PJについて

今回現状変更行為を行った共同井戸小屋は、もともと木造の骨組みにスレート板を張った簡素な造りだった。老朽化が進んでおり、台風が発生した際にその強風で屋根が破損してしまったため、歴史的まちなみに配慮したデザインに改修することが決まった。

学生PJの学生メンバーは、徳島大学工学部社会基盤デザインコースの有志の学生によって編成され、2018年1月から2018年10月まで活動した。活動内容は、現状井戸小屋の測量、設計から施工までの一貫した作業で、指導教員(一級建築士2人)と地元の大工のサポートを受けながら行った。

重伝建地区内の工作物であるため、学生の設計案は出羽島審議会の審査を受けて決定された。そこで、学生と指導教員ら設計者側と、文化財専門家をふくむ審議会側の両者の間で許可基準に対する解釈のずれが生じ、学生のデザイン案に対して複数回に渡る審査の差し戻しがあった。

出羽島の工作物の現状変更に対する許可基準<sup>1)</sup>に、「位置、規模、形態、意匠、色彩について、周囲の歴史的風致との調和を図る」と明記してあることから、学生らは島の建築物に使用している格子デザインと、井戸の北側背後に隠れていた地蔵菩薩を活かしたデザインなどを提案した。これに対して審議会は、「格子と地蔵菩薩の組合せによって、もともとなかった偶像崇拜のような空間が生まれるため、なしとする」と指摘した。

また、審議会側は井戸小屋に対して、素朴なデザインを求めていた。それは、共同井戸は生活用具であるから、そこに派手な建築的装飾があるのはおかしい、という文化財専門家の共通認識だと考えられる。

このような両者の現状変更行為に対する許可基準への視点の違いが、今回の学生PJにおける解釈のずれを生んだのではないかと仮定し、それぞれの立場からの視点について分析した。

## 第3章 それぞれの視点について

設計者側はあくまで、出羽島らしさ、歴史的まちなみとの調和を意識したうえで、新しい島のシンボルとなるようなデザインを目指していた。修理修景とは違い、基準による規制の少ない現状変更行為であるため、現状復帰ではなく新しいデザインを取り入れることもできるのではないかという認識があったからである。

建築家は、新築や既存の空間のリノベーションなどによって新しい空間を設計・提案し、その場所や周辺の

日常生活を豊かにすることが業務である。デザインという言葉聞いたときに、昔あったものと同じものを作るのではなく、何か新しいエッセンスやアプローチを加え、付加価値をつけようとするのは建築に携わる人にとって自然なのかもしれない。

一方で文化財専門家を含む審議会メンバーらの総意としては、井戸小屋について素朴なデザインを求めている。それは、共同井戸はあくまで生活用具であり、そこに派手な建築的装飾があるのはおかしいという、専門家同士での共通認識があったからである。

文化財専門家にとって現状変更行為はあくまでも歴史的まちなみの繊細な復旧作業であり、昔の姿に近づけることが本来の目的である。文化財保護法においても、「第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。(国民、所有者等の心構え)」と示されており、重伝建地区のまちなみへの配慮に対して、慎重な対応が求められていることが分かる。

今回、学生と指導教員共に、審議会側が持っていたデザインに対する共通認識をうまく汲み取ることができなかった。言い換えれば、現状変更行為に伴う“デザイン”の面には、建築的ロジックに基づくデザイン概念と文化財保存的ロジックに基づくデザイン概念が共存しており、設計者側はその文化財保存的ロジックの存在にうまく気づくことができなかったということだ。

ここでは、建築的ロジックとは建築家が普段建築をデザインする際に働かせる文化創造の思考回路、文化財保存的ロジックとは文化財専門家が文化財保存について考える際に働かせる文化保存の思考回路と定義する。

しかし、建築的ロジックは建築家の間で、文化財保存的ロジックは専門家の中で、それぞれ暗黙の了解のような側面をもっており、お互いにわかりにくい性質であることがわかった。

また事業によっては、建築的ロジックに基づくデザイン概念と文化財保存的ロジックに基づくデザイン概念の存在割合が変わることも想定される。今回の事業では、審議会によって文化財保存的デザインが重要視され、素朴なデザインをコンセプトに最終案がまとめられたが、これがもし他の歴史的町まちなみ保全区域であったり、本重伝建地区における他の対象物件なら、建築的ロジックの方が重要視されることがあるかもしれない。

民間と行政が共同で歴史的まちなみ保全区域における現状変更行為を実施する際には、その民間が文化財専門家でない限り、設計にとりかかる前の段階から、建築的ロジックに基づくデザイン概念と文化財保存的ロジックに基づくデザイン概念の存在割合を、共有しておくことが必要なのではないだろうか。

#### 第4章 結論

本研究では、牟岐町出羽島重伝建地区保存地区内の、共同井戸小屋に対する現状変更行為への学生参加の内容をまとめ、設計者側と審議会側の現状変更行為に対する視点の違いを明らかにした。

今回のような問題の対応策として、現状変更行為に対する許可基準をより具体的に表記することが考えられるが、対象の性質によって異なる対応が求められるため、実現するのは難しい。そのため、3章で述べたように、官民連携で現状変更行為を実施する際には、デザインの前段階として、建築的ロジックに基づくデザイン概念と文化財保存的ロジックに基づくデザイン概念の存在割合を明確にし、対象に求める方向性を定めると共に、建築士の介在がそもそも必要なのか、検討するプロセスを設けることを提案する。

#### 参考文献

<sup>1</sup> 牟岐町 牟岐町出羽島伝統的建造物群保存地区保存整備事業 修理・修景・許可基準表  
「[https://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/docs/2017030900048/file\\_contents/hojo.pdf](https://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/docs/2017030900048/file_contents/hojo.pdf)」